

## 模倣品に対する消費者の意識 (「知的財産に関する特別世論調査<sup>1</sup>」より)

平成16年8月に公表された内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」では、偽ブランド品や音楽、映画の海賊版などを「購入しても良い」「購入するのは仕方がない」と思う人は46.9%に上り、「購入すべきでない」の39.6%を上回っていることが明らかとなっている。

また、「ニセモノに対する有効な手段」(複数回答)では、「ニセモノを製造・販売する者に対する罰則強化」が58.0%で最も多く、以下「税関の取組などニセモノの輸入防止体制の強化」32.1%、「ニセモノ防止に関する広報・啓発」26.5%、「ニセモノを製造・販売する国に対する要請」25.5%、「個人輸入の取締り」23.9%という結果となっている。

---

<sup>1</sup> 「知的財産に関する特別世論調査」平成16年8月 内閣府政府広報室  
<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h16-chizai.pdf>

## 「知的財産に関する特別世論調査」の概要

平成16年8月  
内閣府政府広報室

- 調査対象 全国20歳以上の者3,000人  
有効回収数 2,097人(回収率69.9%)  
調査期間 平成16年7月8日~7月18日
- 調査目的 知的財産のうち、模造品対策に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目 (1) インターネットの利用頻度  
(2) インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか  
(3) 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか  
(4) 「ニセモノ」購入についてどう思うか  
(5) 「ニセモノ」対策に有効な手段

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛に御送付ください。

**内閣府大臣官房政府広報室  
世論調査担当**

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話 03(5253)2111 内線 82780~82783

# 「知的財産に関する特別世論調査」の要旨

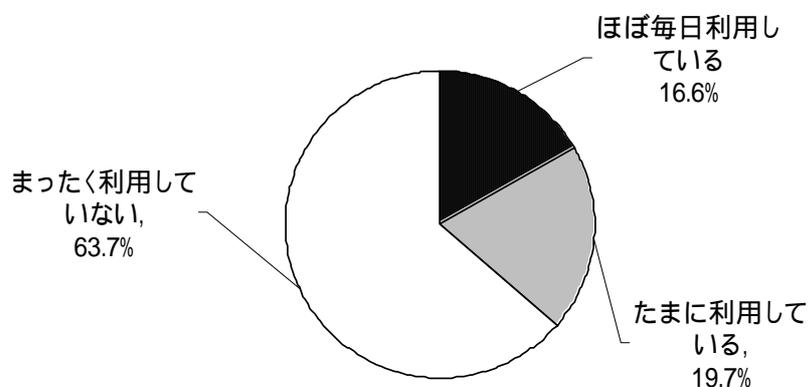
平成 16 年 8 月  
内閣府政府広報室

調査時期：平成 16 年 7 月 8 日から平成 16 年 7 月 18 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
入力数：2,097 人 (69.9%)

## 1 インターネットの利用頻度

- ・ほぼ毎日利用している
- ・たまに利用している
- ・まったく利用していない

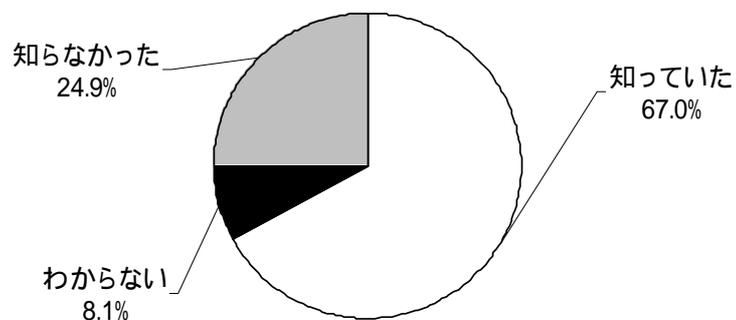
平成 16 年 7 月  
16.6%  
19.7%  
63.7%



## 2 インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか

- ・知っていた
- ・知らなかった

67.0%  
24.9%

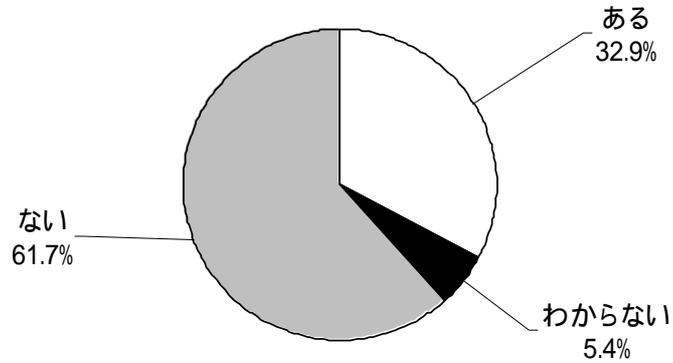


### 3 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

平成 16 年 7 月

- ・ある
- ・ない

32.9%  
61.7%



### 4 「ニセモノ」購入についてどう思うか

- ・どんな理由でも購入すべきでないと思う 39.6%
- ・正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う 29.9%
- ・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う 10.3%
- ・公然と売っているので、購入してもよいと思う 6.7%

(ア) どんな理由でも購入すべきでないと思う

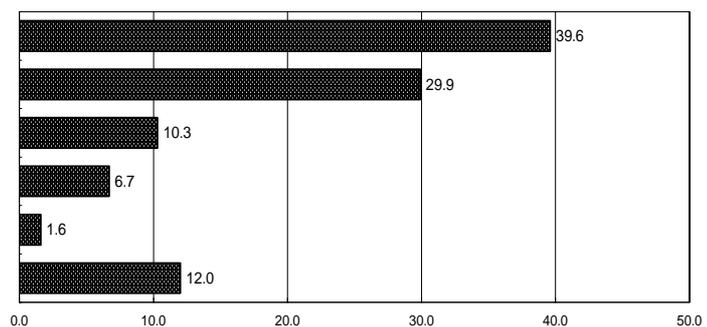
(イ) 正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う

(ロ) 正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う

(ハ) 公然と売っているので、購入してもよいと思う

その他

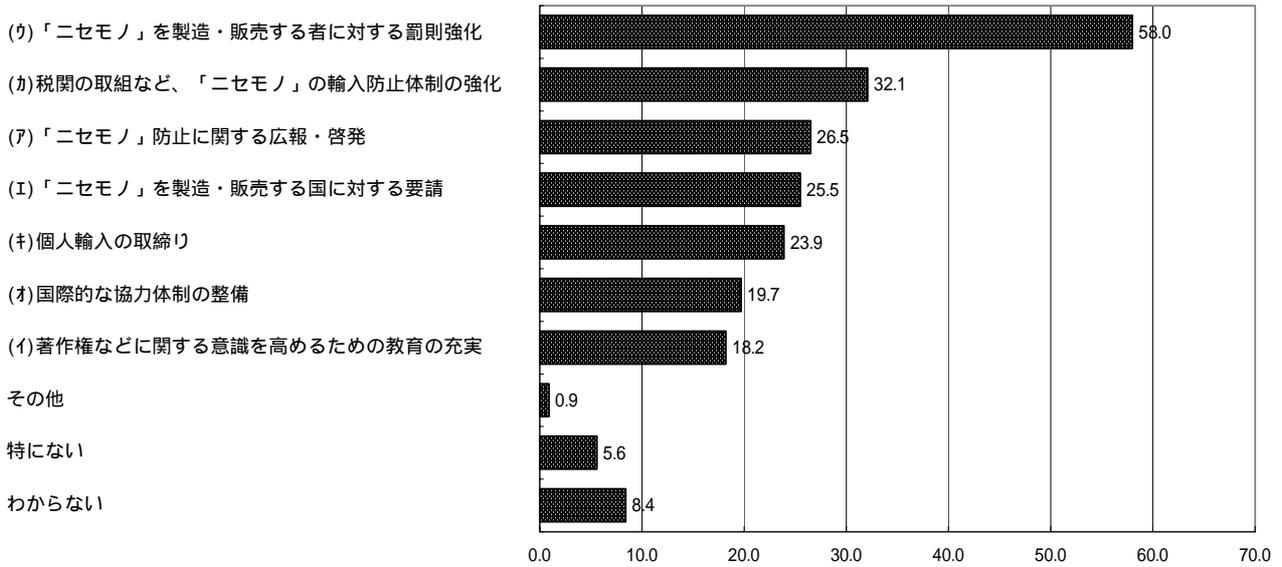
わからない



5 「ニセモノ」対策に有効な手段（複数回答、上位5項目）

平成 16 年 7 月

・「ニセモノ」を製造・販売する者に対する罰則強化	58.0%
・税関の取組など、「ニセモノ」の輸入防止体制の強化	32.1%
・「ニセモノ」防止に関する広報・啓発	26.5%
・「ニセモノ」を製造・販売する国に対する要請	25.5%
・個人輸入の取締り	23.9%



# 知的財産に関する特別世論調査

調査時期：平成 16 年 7 月 8 日から平成 16 年 7 月 18 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：2,097 人 (69.9%)

平成 16 年 8 月

話は変わりますが、次に時事問題として、知的財産について質問します。

〔資料を提示してよく読んでもらってから質問する〕

## 資 料

発明やデザイン、音楽や映画など、人間の知的活動により生み出されるものを「知的財産」といい、それらは発明者や創作者の正当な権利として保護されています。2002 年 2 月から、政府はこうした「知的財産」を基軸とする我が国産業の国際競争力強化をめざし、知的財産の創造、保護、活用を促進するため、知的財産専門の高等裁判所を設置したり、著作権侵害の罰則を強化するなど、さまざまな施策を実施してきました。

しかし現在、街頭やインターネット上で、バッグや時計などの偽ブランド品や音楽 CD、映画の DVD などの海賊版（以下、単に「ニセモノ」といいます。）が売買されていることが問題になっています。これら「ニセモノ」を製造・販売することは重大な権利の侵害であり、違法です。また、現行法上、購入することについて罰則はありませんが、安全性の問題や、正規品が売れなくなることによる産業自体の衰退、また消費者の利益が損なわれるなどの問題が指摘されています。

Q 1 〔回答票 1〕まず、あなたは、日常、仕事・私的利用を問わずどのくらいの頻度でホームページ<sup>ウェブ</sup>(Web)の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。

- (16.6) (ア) ほぼ毎日利用している
- (19.7) (イ) たまに利用している
- (63.7) (ウ) まったく利用していない

Q 2 〔回答票 2〕あなたは、映画やコンピュータソフトなどの著作物を、著作者の同意がないままインターネットで誰でも手に入れられる状態に置くことが違法であることを知っていましたか。

- (67.0) (ア) 知っていた
- (24.9) (イ) 知らなかった
- ( 8.1) わからない

---

Q 3 〔回答票 3〕あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入しているのを見聞きしたことがありますか。この中から 1 つだけお答えください。

- ( 7.9) (ア) よくある
- (25.0) (イ) ときどきある
- (23.7) (ウ) ほとんどない
- (38.0) (エ) まったくない
- ( 5.4) わからない

---

Q 4 〔回答票 4〕あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (39.6) (ア) どんな理由でも購入すべきでないと思う
- (29.9) (イ) 正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う
- (10.3) (ウ) 正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う
- ( 6.7) (エ) 公然と売っているので、購入してもよいと思う
- ( 1.6) その他( )
- (12.0) わからない

---

Q 5 〔回答票 5〕あなたは、「ニセモノ」対策として有効な手段にはどのようなものがあると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

- (26.5) (ア) 「ニセモノ」防止に関する広報・啓発
- (18.2) (イ) 著作権などに関する意識を高めるための教育の充実
- (58.0) (ウ) 「ニセモノ」を製造・販売する者に対する罰則強化
- (25.5) (エ) 「ニセモノ」を製造・販売する国に対する要請
- (19.7) (オ) 国際的な協力体制の整備
- (32.1) (カ) 税関の取組など、「ニセモノ」の輸入防止体制の強化
- (23.9) (キ) 個人輸入の取締り
- ( 0.9) その他( )
- ( 5.6) 特にない
- ( 8.4) わからない

(M.T.=218.8)